

杉並区防災対策条例

平成14年3月19日条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 区、区民及び事業者の責務

第1節 区の責務（第4条—第6条）

第2節 区民の責務（第7条）

第3節 事業者の責務（第8条）

第3章 防災に関する組織

第1節 杉並区防災会議（第9条—第12条）

第2節 杉並区災害対策本部（第13条・第14条）

第4章 予防対策

第1節 防災まちづくりの推進（第15条—第17条）

第2節 初期消火設備の整備（第18条）

第3節 啓発活動及び教育の推進（第19条—第21条）

第4節 防災訓練（第22条）

第5節 自主防災組織（第23条）

第6節 要援護者に対する施策（第24条）

第7節 ボランティアへの支援（第25条）

第5章 応急対策

第1節 応急体制等の整備（第26条—第28条）

第2節 避難及び救援（第29条・第30条）

第3節 帰宅困難者対策（第31条・第32条）

第6章 復興対策（第33条）

第7章 委任（第34条）

附則

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、多くの貴重な教訓を私たちに残しました。その一つに、行政の初期活動の限界と地域における住民活動の重要性が挙げられます。災害から1人でも多くの生命や財産を守るためには基礎的自治体である杉並区が持てる能力のすべてを挙げて災害に立ち向かうという姿勢の下に、区民や事業者が「自らの生命は自らが守る」という自助と「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方に立ち、「公助・自助・共助」の三位一体で取り組むことが、これからの防災対策を進める上で大切なことです。この取組は、杉並区21世紀ビジョンに掲げる区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ（協働）の考え方に基づくものです。

防災対策の基本は「災害に強いまちづくり・人づくり・仲間づくり」であるとの共通認識に立ち、地域の防災力を向上させていくため、杉並区が区民と事業者と協働し、「みどりの都市杉並」とそこに住まう区民の生命や財産を守るという決意を表明するとともに、総合的な防災対策を推進する指針を示すため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災対策における杉並区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、大規模な火事等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。
- (3) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (4) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

（基本理念）

第3条 区長は、区民の安全を確保し、災害を最小限にとどめるための最大の努力を払わなければならない。

- 2 区民及び事業者は、自らの生命は自らが守るという考え方及び自分たちのまちは自分たちで守るという考え方の下に、地域の防災力の向上に努めなければならない。
- 3 区長、区民及び事業者は、その持てる能力を生かし、それぞれの役割を果たし、及び協働することにより、すべての区民が安心して暮らすことができる安全で災害に強いまちづくりを推進するよう努めなければならない。

第2章 区、区民及び事業者の責務

第1節 区の責務

（区長の基本的責務）

第4条 区長は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、及び防災体制を整備しなければならない。

- 2 区長は、国、東京都（以下「都」という。）及び関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に平常時から努めなければならない。

（地域防災計画の実施）

第5条 区長は、法第42条第1項の規定により作成された杉並区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、防災対策の的確かつ円滑な実施を推進するものとする。

（区の職員の責務）

第6条 区の職員は、区民の安全の確保のため、防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第2節 区民の責務

第7条 区民は、基本理念にのっとり、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の住民の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項その他の必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
 - (2) 食糧、飲料水等生活必需品の備蓄
 - (3) 初期消火に必要な用具の準備
 - (4) 避難経路、場所及び方法についての確認
 - (5) 防災に関する知識及び技術の習得

- 3 区民は、区長その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第3節 事業者の責務

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任に基づき、その管理する施設並びに従業員、事業所に来所する顧客及び事業所の周辺地域における住民（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、区民、自主防災組織等との連携及び協力を図るとともに、区長その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

第3章 防災に関する組織

第1節 杉並区防災会議

(所掌事務)

第9条 法第16条第1項の規定に基づく杉並区防災会議（以下「防災会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第10条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 区の職員
 - (2) 区議会議員
 - (3) 消防団長
 - (4) 自主防災組織を構成する者
 - (5) 都知事の部内の職員
 - (6) 警視庁及び東京消防庁の職員
 - (7) 陸上自衛隊の隊員
 - (8) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員
 - (9) 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 公益的事業を営む団体の役員又は職員
 - (11) 学識経験のある者
- 6 前項の委員の総数は、35人以内とする。
- 7 第5項第4号及び第9号から第11号までの委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 9 前項の専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議の公開)

第11条 防災会議の会議は、公開とする。ただし、防災会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(議事等)

第12条 前3条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

第2節 杉並区災害対策本部

(組織)

第13条 法第23条の2第1項の規定に基づく杉並区災害対策本部（以下「本部」という。）に本部長室及び部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第14条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

第4章 予防対策

第1節 防災まちづくりの推進

(防災まちづくりの推進)

第15条 区長は、道路、河川、公園等都市基盤整備の施策を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。

2 区長は、前項の目的を達成するため、地域防災計画に基づき、防災まちづくり計画を策定するものとする。

(公共施設等の安全性の確保)

第16条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化し、その安全性を確保するものとする。

(民間建築物等の安全性の向上)

第17条 区長は、民間建築物等の耐震性及び耐火性の確保並びに落下物の防止のため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

第2節 初期消火設備の整備

第18条 区長は、区民の協力により火災の延焼を初期に防止するため、別に定める設置基準に従い、街頭消火器を設置し、常に良好な状態を維持しなければならない。

第3節 啓発活動及び教育の推進

(知識の普及及び情報の提供)

第19条 区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育の推進)

第20条 区長は、学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、自主防災組織、消防団等が行う防災教育に対し支援を行うよう努めなければならない。

(区民防災の日)

第21条 区民の防災意識及び防災対策活動を行う意欲を高めるため、区民防災の日を設ける。

2 区民防災の日は、8月27日から9月5日までの毎日とする。

第4節 防災訓練

第22条 区長は、都、防災関係機関等と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、別に定める。

第5節 自主防災組織

第23条 区長は、自主防災組織の育成のため、資器材等の助成、研修の実施、防災意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区長は、自主防災組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダー（自主防災組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の防災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。）の育成に努めなければならない。

3 区長は、自主防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体等が一体的かつ効果的な活動を行えるようネットワークづくりの促進に努めなければならない。

第6節 要援護者に対する施策

第24条 区長は、高齢者、障害者その他の災害時において特に援護を要する者（以下「要援護者」という。）に配慮した施策を講じ、及び支援体制を整備するよう努めなければならない。

2 区民及び事業者は、地域において要援護者が安心して暮らすことができるよう配慮に努めなければならない。

第7節 ボランティアへの支援

第25条 区長は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、資器材及び活動拠点の提供等活動環境の整備に対して必要な支援を行うとともに、ボランティアの育成に努めなければならない。

第5章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(応急体制の整備)

第26条 区長は、災害時における避難及び救援を円滑に行うため、必要な体制を確立し、並びに資器材及び施設を整備するものとする。

(情報連絡体制の整備)

第27条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集及び連絡の体制並びに災害時に的確な情報を区民に周知する方法を整備しなければならない。

(他の地方公共団体等との協定の締結)

第28条 区長は、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し災害時に迅速かつ的確に協力の要請を行うため必要があると認めるときは、あらかじめ協定を締結するものとする。

第2節 避難及び救援

(活動拠点の確保等)

第29条 区立小中学校は、災害時における地域の避難及び救援の活動拠点とする。

- 2 区長は、前項の活動拠点を救援所として活用するため、その環境の整備に努めなければならない。
- 3 区長は、避難及び救援活動並びに救援所の運営が円滑に行われるよう必要な体制の確立に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立等)

第30条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が救援所及び広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の確保に努めるとともに、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、周知しなければならない。

第3節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第31条 通勤先、通学先等から徒歩により容易に帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時における安全な帰宅を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第32条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ近隣の区市町村と連携を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めなければならない。

第6章 復興対策

第33条 区長は、災害により区内に重大な被害が発生した場合、国、都、防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

- 2 区長は、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、あらかじめ、復興体制を確立し、及び復興計画を策定するものとする。

第7章 委任

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 杉並区防災会議条例（昭和38年杉並区条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例の規定に基づく防災会議は、この条例の規定に基づく防災会議となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 杉並区災害対策本部条例（昭和38年杉並区条例第9号）は、廃止する。

附 則 〔平成25年3月21日条例第11号〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第5項第4号の改正規定、同項に1号を加える改正規定及び同条第7項の改正規定は、平成25年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区防災対策条例第10条第5項第4号の委員である者は、一部施行日にこの条例による改正後の杉並区防災対策条例（以下「新条例」という。）第10条第5項第4号の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。
- 3 一部施行日以後に委嘱する新条例第10条第5項第11号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。